

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

(1) 調達案件の名称

鳥取県立中央病院試薬調達 一式

(2) 調達物品の名称及び数量

別紙「試薬一覧表」（以下「試薬一覧表」という。）のとおり。ただし、予定数量はあくまで予定であり、実際の購入数量は増減することがある。

(3) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 公告の日 令和8年3月17日

3 競争入札参加資格

この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(4) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が薬品類の医療薬品又は理工化学薬品に登録されている者であること。

(5) 試薬一覧表に示す全ての試薬を調達可能であること。

4 契約をする者

鳥取市江津730
鳥取県立中央病院
院長 千酌浩樹

5 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局経営戦略課

6 配布資料

- ・ 試薬一覧表
- ・ 参加表明書 (様式第1号)

- ・委任状 (様式第2号)
- ・入札書 (様式第3号)
- ・契約保証金免除申請書 (様式第4号)
- ・電子契約同意書兼メールアドレス確認書 (様式第5号)

7 手続等に関する問い合わせ先

(1) 入札の手続及び仕様に関する問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津 730
鳥取県立中央病院事務局経営戦略課
電話 0857-26-2271
電子メール chuoubyouin@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問い合わせ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
電話 0857-26-7431

8 入札参加者に要求される事項

- (1) 本件入札に参加を希望する者は、参加表明書(様式第1号)を作成の上、郵便等又は持参により7の(1)の場所に令和8年3月23日(月)午後5時までに提出しなければならない。
- (2) 入札者は、(1)の書類について説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 提出物数は各1部とし、その規格は、A4版とする。
- (4) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 提出された事前提出物は返却しない。
また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途に使用しない。

9 入札参加資格の審査について

- (1) 8により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、入札参加資格がないと認められた者には、令和8年3月24日(火)までに通知する。
- (2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県立中央病院長に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和8年3月25日(水)までに書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
- (3) 鳥取県立中央病院長は、(2)により説明を求められたときは、説明を求めた者に対して、令和8年3月26日(木)までに書面により回答する。

10 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時

令和8年3月30日(月)午前11時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午前10時までとする。)

(2) 場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院7階会議室1

11 入札書の記載方法等について

- (1) 入札書(様式第4号)に記載する金額は、1(2)に示す物品の1単位当たりの金額(1円未満の端数を含まないものとする。以下「単価」という。)に購入予定数量を乗じて得た金額の合計額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額(1円未満の端数は切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)とし、あわせて別紙試薬一覧表も提出すること。

なお、単価には搬入費を含むものとする（試薬一覧表 No. 30～32、No. 69～70 を除く）。また、この調達が入札書に記載された単価（税抜）による単価契約であり、最低数量を保証するものではなく、又、落札金額が契約金額とはならないので注意すること。

- (2) 入札書は、入札件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して、提出すること。郵送による入札の場合は、「入札書」と明記した封筒に、それぞれ入札件名、薬品名、入札者及び入札回数（「第1回」、「第2回」及び「第3回」）を記入し、当該回の入札書を入れ、密封して提出すること。

なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、入札回数が記載されていない封筒は、1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

- (3) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。
- (4) 入札者は、入札書の記載内容を抹消し、訂正し、又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は、訂正できない。
- (5) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合は、入札を行うまでに必ず委任状（様式第2号）を提出しなければならない。なお、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (6) 委任状の宛名及び入札書の宛名は「鳥取県立中央病院長 千酌浩樹」とすること。
- (7) 再度入札は2回とする。（初度入札を含めて3回とする。）
- (8) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (9) 入札者は、政令、財務規程、会計規則、本件公告及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (10) 入札後、本件公告、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

12 入札の無効条件

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札に求められる義務を履行しなかった者の入札
- (3) 他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- (4) 委任状のない代理人の入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (5) 入札に際し、不正の行為があった者の入札
- (6) 1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札
- (7) 政令、財務規程及び会計規則又はこの入札説明書に違反した入札
- (8) 記名押印のない入札書による入札
- (9) 入札書を鉛筆で記載した入札
- (10) 入札書の金額、氏名、印影その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札

13 落札者の決定方法

本件公告に示した物品を納入することができるかと判断した入札者であって、会計規則第127条の規定の例により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

14 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
入札保証金は免除する。
- (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第 69 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 4 項の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

15 契約書作成の要否
要

16 手続における交渉の有無
無

17 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者であるときは、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。

- (4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として入札金額の 10 分の 1 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

- (5) 14 の（2）の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書（様式第 4 号）を、7 の（1）の場所に提出すること。

- (6) 発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直

ちに電子契約同意書兼メールアドレス確認書（様式第5号）を、7の（1）の場所に提出すること。

なお、電子契約の締結に同意した落札者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。

（7）鳥取県議会令和8年2月定例会において、本件業務に係る予算が否決されたときは、入札を行わない。